

日本禁煙推進医師歯科医師連盟：次期国民健康づくり運動プラン「喫煙対策」に関するコメント

会長：齋藤麗子(十文字学園女子大学 教授)、副会長：大和 浩(産業医科大学 教授)

喫煙対策にかかわる評価：健康日本21(第二次)の目標値は成人喫煙率12%であった

(5) 喫煙	
①成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)	B*
②未成年者の喫煙をなくす	B
③妊娠中の喫煙をなくす	B*
④受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少	B*

B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある：↑

令和元年 国民健康・栄養調査で成人喫煙率は減少しているが目標値には達していない：↓

図 40-1 現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上)(平成21～令和元年)

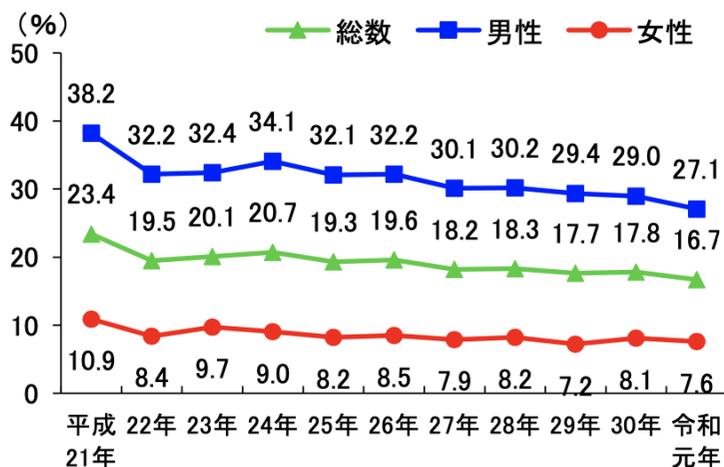
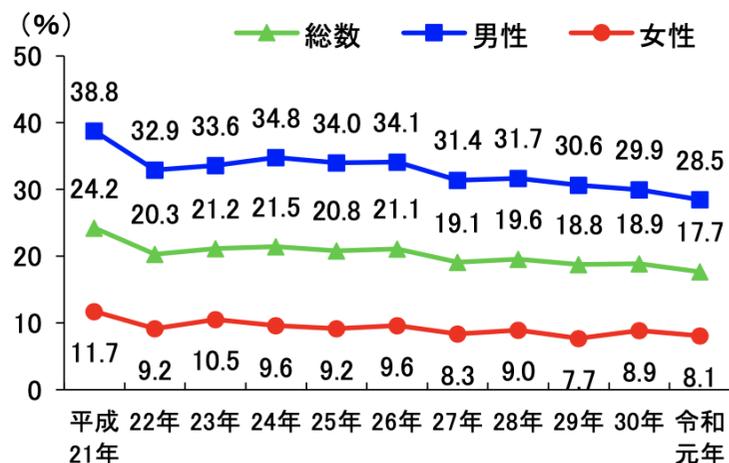


図 40-2 年齢調整した、現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上)(平成21～令和元年)



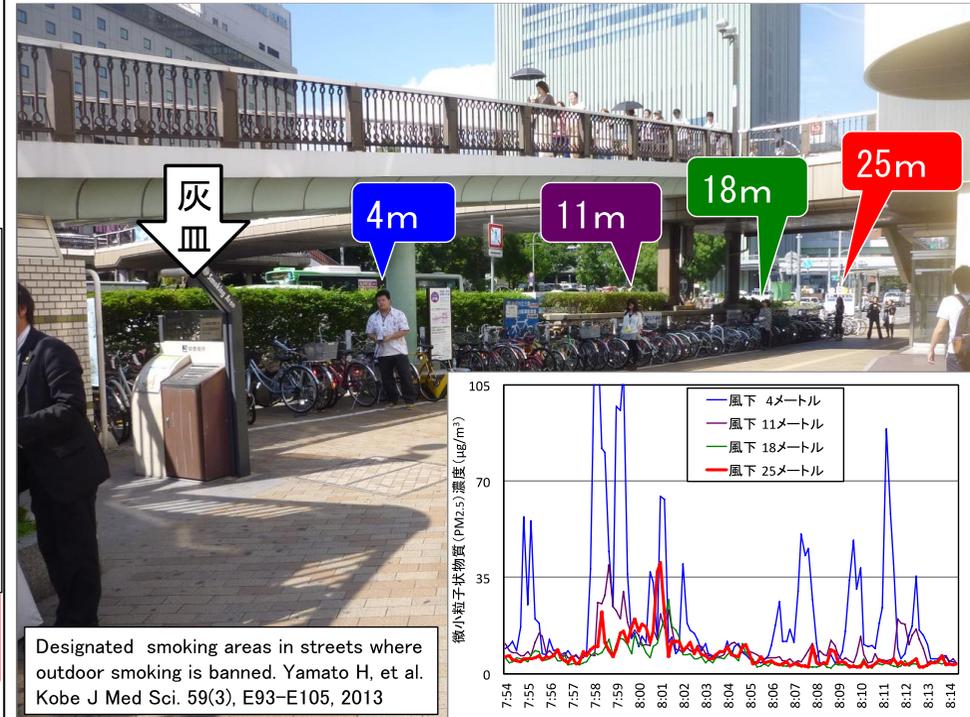
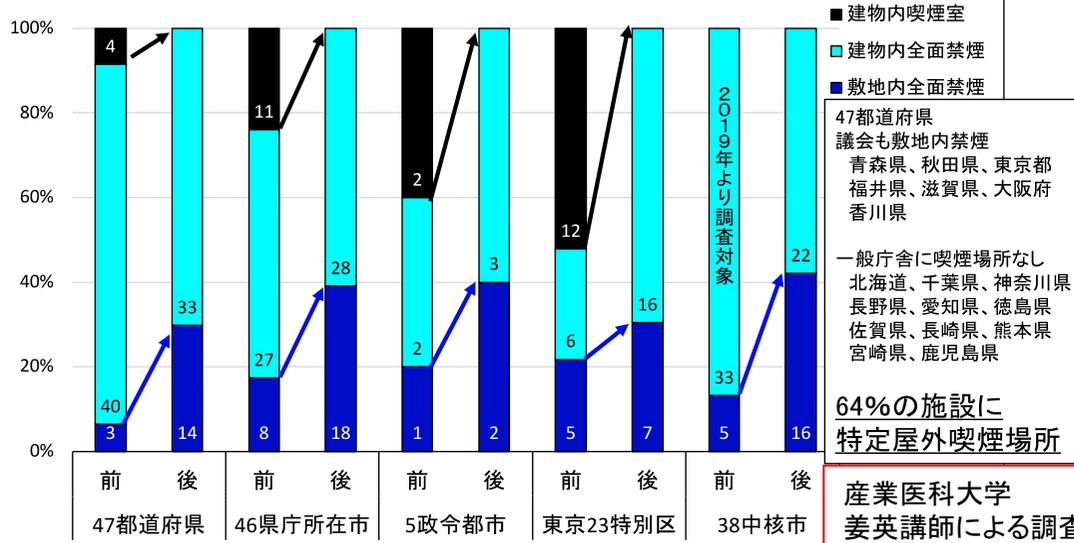
次期国民健康づくりプランにも「成人喫煙率の数値目標」が必要。
健康日本21(第二次)の数値目標：12%の継続を。

改正健康増進法の前後で第一種施設: 地方自治体 行政機関の敷地内禁煙化は35.8%のみ

改正健康増進法による主要な159自治体の一般庁舎の禁煙化

建物内喫煙室はゼロに！

敷地内禁煙: 2018年 22団体(13.8%) → 2019年 57団体(35.8%)



64%の自治体には特定屋外喫煙場所があり、そこを中心に半径25mで「望まない受動喫煙」が発生している。少なくとも行政機関は法律通りに「敷地内禁煙」議会部分も敷地内禁煙とする目標設定が必要。

- 公務員 339万人(国民の2.8%)
- ・国家公務員 64万人(同 0.5%)
- ・地方公務員 175万人(同 2.3%)

公務職場が敷地内禁煙となれば国民全体の喫煙率の減少に寄与することが期待できる

●兵庫県条例のように、20歳未満の者、妊婦の保護の強化が必要

受動喫煙の防止等に関する条例の改正について

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 令和2年4月1日全面施行

私的空間における対策

20歳未満の者と妊婦の受動喫煙を防止するため、以下の場 所において喫煙を禁止します(第19条)。

- ① 20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内
- ② 20歳未満の者及び妊婦と同乗する自動車の車内
- ③ その他20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせる場所

- ・通学時間帯における通学路
- ・祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲

妊婦は、喫煙をしてはならないこと(第20条)



兵庫県

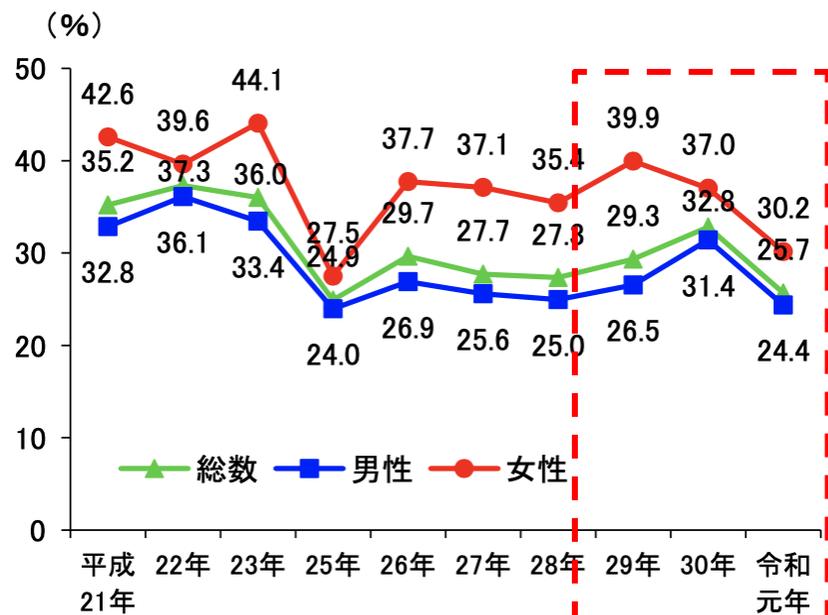
Hyogo Prefecture

加熱式タバコに関する問題点

①禁煙企図が悪化

⇒加熱式タバコも発がん性物質を含むことの啓発の強化を

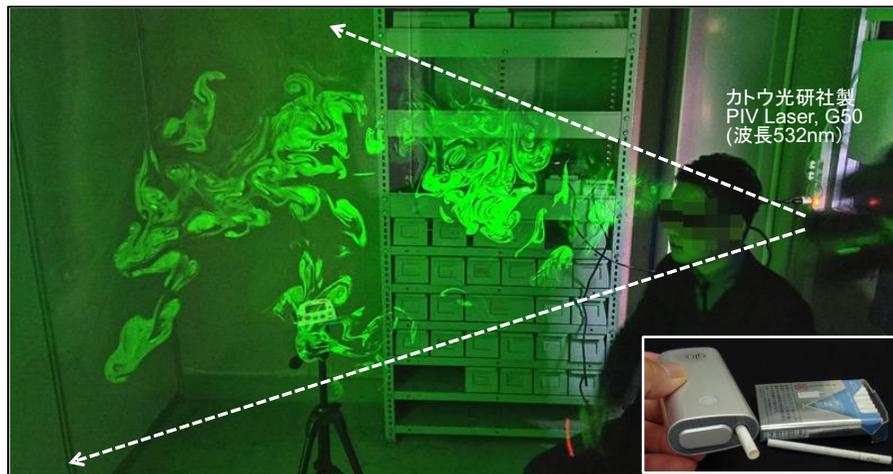
図 44-2 年齢調整した、現在習慣的に喫煙している者におけるたばこをやめたいと思う者の割合の年次推移(20歳以上)(平成21~令和元年)



②飲食が可能な加熱式タバコ専用室

⇒従業員に二次曝露(受動喫煙)

⇒兵庫県条例のように禁止が必要



兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例の改正」

令和4年4月1日全面施行

加熱式タバコは紙巻きと同様の取り扱い

⇒指定タバコ専用喫煙室は兵庫県では設置不可

4.加熱式たばこの取り扱い

現行条例のとおり紙巻きたばこと同様の取り扱いとします。

このため、改正健康増進法で当分の間の措置として認められている「指定たばこ専用喫煙室」は本県では設置できません。

(参考)

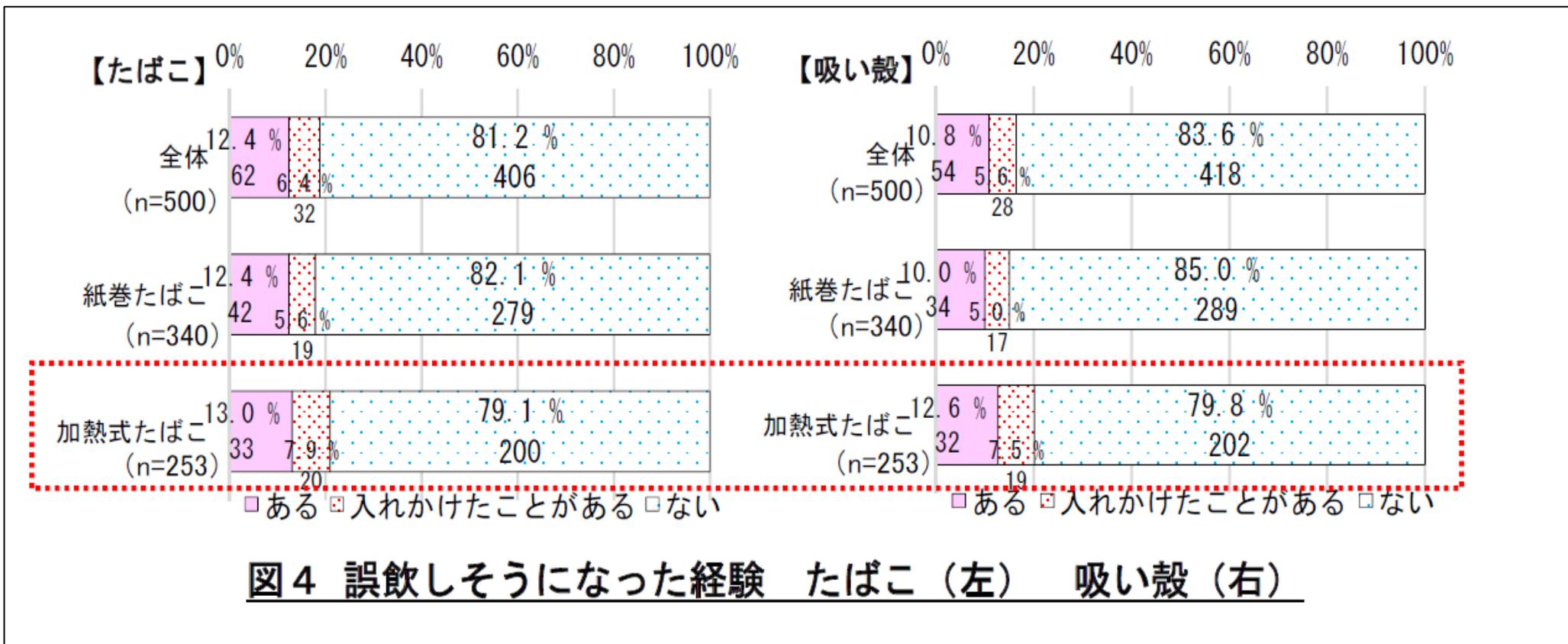
- 「たばこ」とは、たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用のものをいいます(条例第1条第3項参照)。
- 火を使わない加熱式のたばこは、製造たばこに分類されるもので、従来の紙巻きたばこと同様、たばこ葉が原材料であり、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれているため、本条例の規制対象となります。



兵庫県

Hyogo Prefecture

乳幼児のタバコの誤飲実態



- 加熱式タバコは紙巻きタバコより短いので幼児が口に入れやすい
- 火がついていないため、吸い殻の始末に注意がいかず、誤飲事故につながりやすい

たばこや灰皿を子どもの手に届くところに
置かないようにしているか？

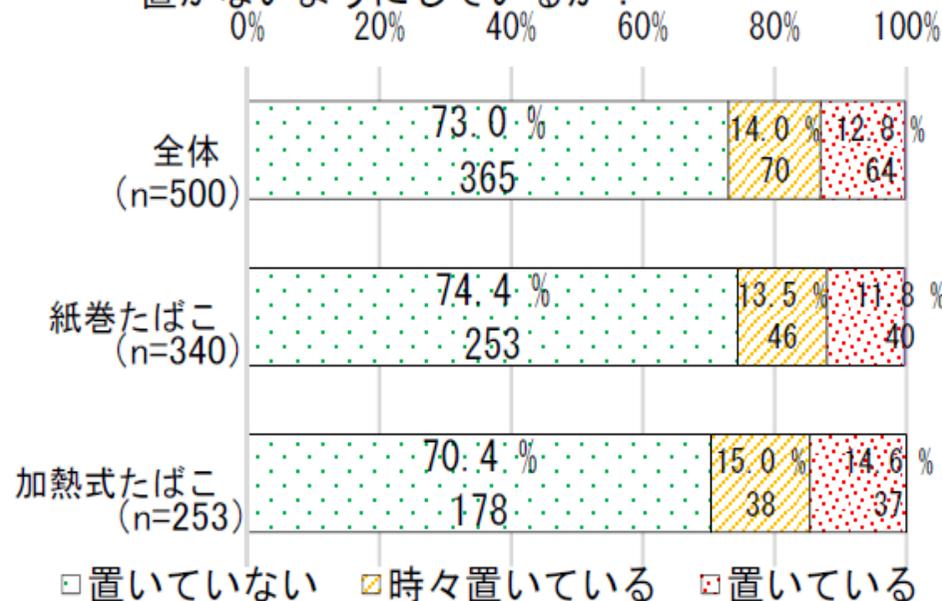


図8 たばこや灰皿の置き場所

子どもの前でたばこを吸うことがあるか？

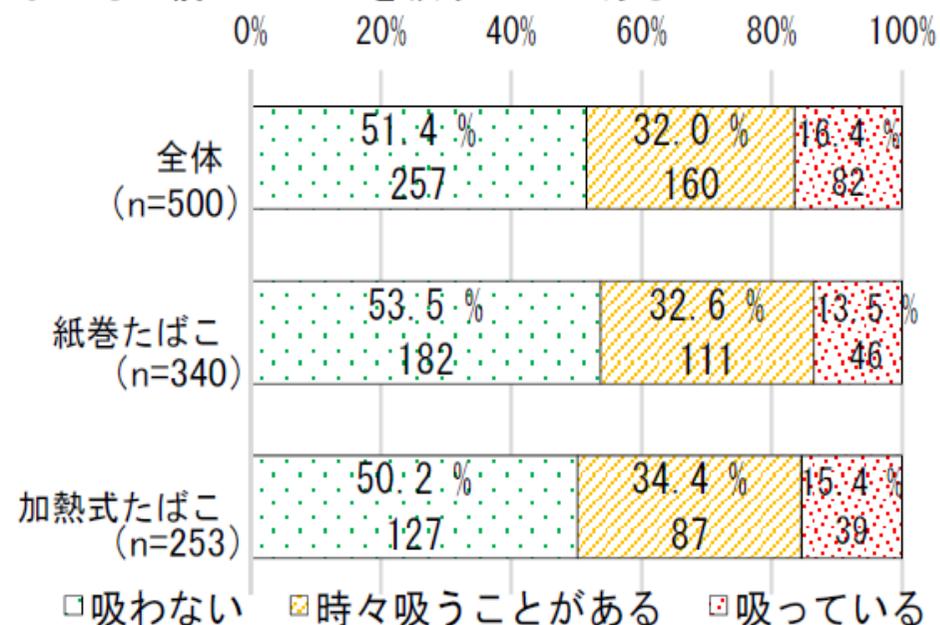


図9 たばこの喫煙場所

- 加熱式タバコから吐き出される白いミストは液体の微粒子である。
- 室温で気化し、視認できないガス状物質に変化するため「煙がないので大丈夫」と誤解した保護者が子どものいる場所で使用した場合、子どもがニコチンや発がん性物質に曝露されるため、紙巻きタバコ同様、子どもが居る場所での使用を禁止する必要がある。